平成２８年（フ）第６２５号
堺市堺区榎元町５丁５番２―303号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目３番10号　Ｃｈｏｉｓｉｒ　Ｔｏｗｅｒ長居公園601号
破産者　上森　和輝
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５６号
堺市堺区北庄町３丁２―22松本マンション201、住民票上の住所奈良市疋田町３丁目７番２号
破産者　中島　桃子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４６号
堺市南区高倉台２丁22番20号　コーポ高倉台203号
破産者　谷　　広明
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３３号
堺市南区晴美台１丁38番66号
破産者　飯田電器こと　飯田　光一
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３号
堺市東区中茶屋54番地10
破産者　松田　節子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４号
堺市西区浜寺公園町２丁137番地２　（1203号）、住民票上の住所大阪府東大阪市六万寺町１丁目18番８号
破産者　森田　賀典
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８５号
神戸市中央区野崎通６丁目２番21―405号
破産者　松**﨑**　美幸
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９８号
神戸市東灘区住吉山手８丁目12番９号
破産者　島津　昭義
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０号
ソウル特別市鍾路区大学路101　ソウル大学病院内、住民票上の住所神戸市東灘区森北町１丁目４番20―903号
破産者　金　　奉基
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５６号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目７番10号　センチュリー武庫元町302号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目10番18―506号
破産者　温井　智己
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５９５号
兵庫県西宮市甲子園二番町２番41号
破産者　山口　　龍
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―309号
破産者　浅堀　　孝
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９４号
兵庫県加古川市八幡町上西条455番地の１
破産者　田畑　賀代
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０４号
奈良市南永井町132番地の12　若草荘Ｂ棟202号、破産手続開始決定時の住所奈良市西之阪町29番地　市営住宅４―203号
破産者　アラキ自動車こと　荒木　博文
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
島根県鹿足郡津和野町森村イ1003番地、前住所大阪府堺市北区百舌鳥本町１丁15番地１　コーポたきむら202号
破産者　野田　豊司
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第５２２号
北九州市門司区清見１丁目21番２―104号
破産者　永松　順子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４５号
福岡県中間市池田１丁目20番２―503号
破産者　島本　拓也
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６８５号
北九州市門司区藤松２丁目４番25―106号
破産者　佐藤　　裕
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４号
北九州市小倉北区黄金１丁目２番15―1908号
破産者　髙橋多賀子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

第明治三十五種郵便物認可